

朝霞市こども計画 (案)

令和7(2025)年3月
朝霞市

はじめに

写真

令和7(2025)年3月

朝霞市長

目次

はじめに.....	3
第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 こども施策を巡る国の動き.....	2
3 計画の性格と位置づけ.....	3
4 計画の期間.....	4
5 計画の対象.....	4
第2章 朝霞市のこどもを取り巻く現状.....	5
1 人口の推移.....	5
2 出生数等の推移.....	7
3 女性の就業率の推移.....	8
4 就学前児童等の状況.....	9
5 小学生児童・放課後児童クラブ利用者の推移.....	10
6 障害のあるこどもの状況.....	11
7 ひとり親家庭の状況.....	12
8 児童虐待に関する状況.....	13
9 外国につながりがあるこどもに関する状況.....	14
10 アンケート及びヒアリング調査結果の概要.....	15
11 第2期計画の振り返り.....	27
12 現状の課題とまとめ.....	34
第3章 計画の基本的な考え方と目標実現のための施策.....	35
1 基本理念.....	35
2 大切にすべき視点.....	36
3 こども計画の施策体系.....	37
4 重点方針の設定.....	39
第4章 次世代育成支援行動計画.....	41
第5章 子ども・子育て支援事業計画.....	77
1 子ども・子育て支援新制度の概要.....	77
2 教育・保育の提供区域の設定.....	78
3 子ども・子育て支援事業に係る対象人口の見込み.....	78
4 計画の設定と進捗管理.....	78
5 幼児期の学校教育・保育の提供.....	79
6 地域子ども・子育て支援事業の充実.....	80
第6章 計画の推進・進捗管理体制.....	97
1 計画の推進体制.....	97
2 情報提供・周知.....	97
3 計画の評価・検証・公表.....	97

資料編.....	99
1 策定の経過.....	99
2 朝霞市子ども・子育て会議条例.....	100
3 朝霞市子ども・子育て会議委員名簿.....	102
4 子ども・子育て支援に関するアンケート調査.....	103
5 こどもの生活に関するアンケート調査.....	123
6 ヒアリング調査.....	151
7 参考とした調査.....	158
8 その他参考.....	167
9 用語集	168

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、平成27(2015)年度の子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、質の高い幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供するため、保育需要を把握し、教育・保育の計画的な整備と提供体制を定める「朝霞市子ども・子育て支援事業計画」と子育て支援施策を総合的に推進するための「朝霞市次世代育成支援行動計画」を包含した平成27(2015)年度から令和元(2019)年度までの5年間を計画期間とする「朝霞市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。その後令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間を計画期間とする、「朝霞市子どもの貧困対策計画」を包含した「第2期朝霞市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

こうした背景がある中、国では、ますます深刻化する少子化に伴う労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など将来的に社会・経済への影響を与える懸念等、こども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受けて、「こども基本法」を令和4年6月に公布、令和5年4月に施行し、本法に掲げられたこども施策の立案、実施を担う行政機関として「こども家庭庁」が発足、令和5年12月には「こども大綱」と「こども未来戦略」が策定されました。

本市では、「こども基本法」に基づき、本市の「朝霞市子ども・子育て支援事業計画」を「朝霞市こども計画」と名称変更し、新たに「朝霞市子ども・若者計画」を包含することにしました。こども計画は、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すものと「こども大綱」にて指針が示されています。

この「朝霞市こども計画」は、「第2期朝霞市子ども・子育て支援事業計画」の理念や施策を引き継ぎながら、より効果的な施策を展開するために策定します。

♡こどもまんなか社会とは！

こどもまんなか社会とは、すべてのこどもや若者たちが幸せに暮らせるように、常にこどもや若者の今とこれからにとって最もよいことは何かを考え、社会全体で支えていくこと。



2 こども施策を巡る国の動き

(1)こども基本法について

こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4(2022)年6月に成立し、令和5(2023)年4月に施行されました。こども施策は、6つの基本理念をもとに行われます。

(2)こども家庭庁について

こども家庭庁は、こども基本法の施行とともに、令和5(2023)年4月に発足しました。こども家庭庁は、「こどもまんなか社会」を実現するために、こどもの視点に立って意見を聞き、こどもにとっての一番の利益を考え、こどもと家庭の福祉や健康の向上を支援し、こどもの権利を守るこども政策について取り組みます。

(3)こども大綱について

令和5(2023)年12月22日、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

こども施策に関する基本的な6つの方針

1

こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

4

良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

2

こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

5

若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む

3

こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

6

施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

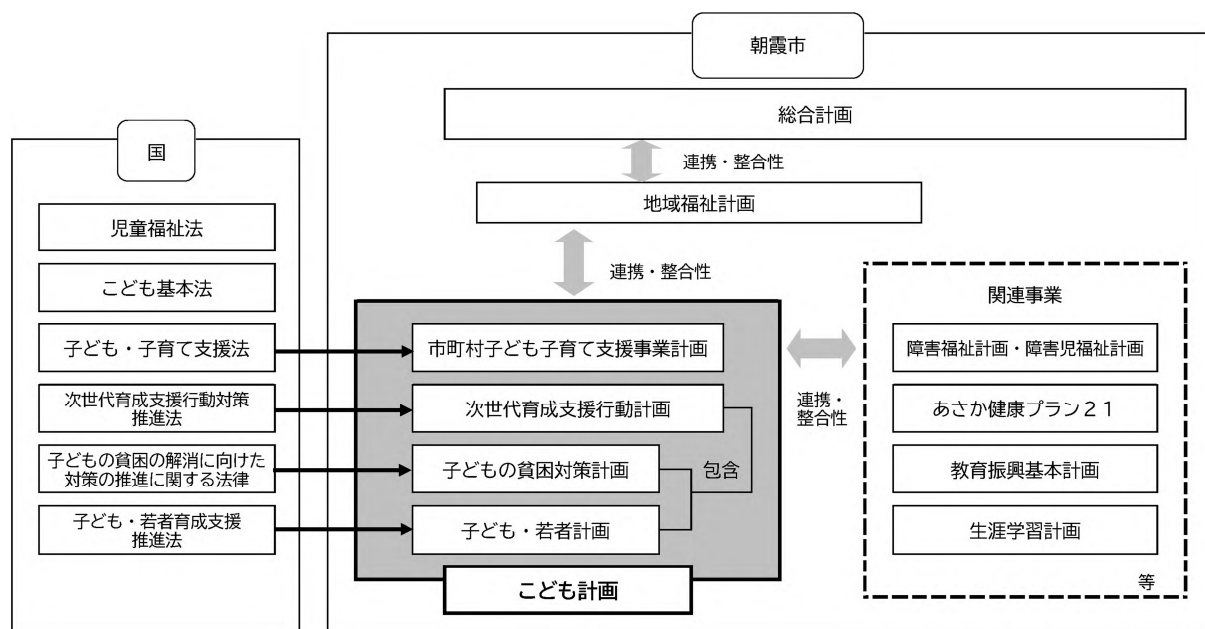
(4)こども未来戦略について

若い世代の方の将来展望を描けない状況や、子育てをされている方の生活や子育ての悩みを受け止めて、令和5(2023)年12月に「こども未来戦略」が策定されました。

- 1 若者・子育て世代の所得を増やす
- 2 社会全体の構造や意識を変える
- 3 すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく

3 計画の性格と位置づけ

- この計画は、「こども基本法」第10条に基づいて策定しています。第2期計画まで継承してきた、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画(第5章)」、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画(第4章)」、子どもの貧困対策の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策計画(第4章)」、また、新たに子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画(第4章)」を含むものとして、本市の子ども・子育て施策を幅広く検討するものです。
- 子どもの貧困対策計画は、「次世代育成支援行動計画(第4章)」の基本方針
2-1「子ども・若者が生きる力を育むことができるように」
3-1「ライフステージを通じた切れ目のない支援を提供するために」
3-2「様々な困難を抱える子育て家庭に切れ目のない支援を提供するために」
3-3「子育て家庭が住み続けたいくなるまちにするために」
に包含しています。
- 子ども・若者計画は、「次世代育成支援行動計画(第4章)」の基本方針
1-1「子ども・若者が心身ともに健やかに成長できるように」
1-2「子ども・若者の権利や意見が尊重されるために」
2-1「子ども・若者が生きる力を育むことができるように」
に包含しています。
- この計画は、本市の最上位計画である「朝霞市総合計画」の分野別計画に位置付け、上位計画である「朝霞市地域福祉計画」、そのほかの関係する各分野の計画と連携・整合を図りつつ策定したものです。
- この計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう柔軟に計画を進めます。



※上記はこども計画を中心として記した図です。

4 計画の期間

この計画は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5か年を計画の期間とし、今後の制度改正といった国の動向等により、計画期間内においても必要に応じて見直しを行います。

5 計画の対象

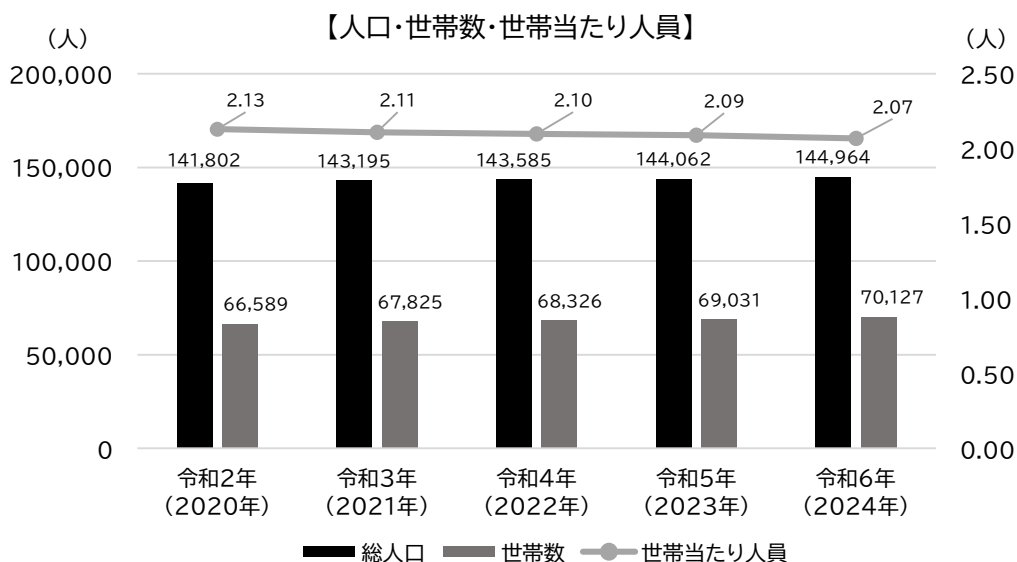
この計画の対象は、出生前から乳幼児期を初め、こども(0歳からおおむね18歳まで)及び若者(おおむね15歳からおおむね30歳未満まで)とその保護者等とします。ただし、一部の施策については、年齢を拡大して対象としているものもあります。

※本計画において、ひらがな表記の「こども」とは、こども基本法を踏まえ「心身の発達の過程にある者」を表します。また、法令に定めがある場合等は「子ども」や「子供」と表記することとし、特に子ども・子育て支援法における教育・保育事業者や地域子ども・子育て支援事業の対象となるものを「子ども」と表記します。

第2章 朝霞市のこどもを取り巻く現状

1 人口の推移

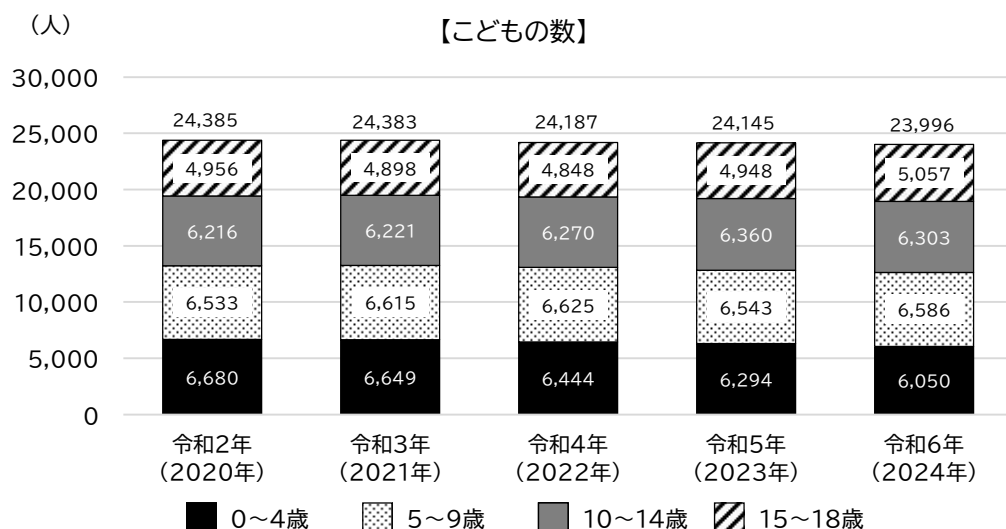
(1) 総人口の推移



資料:朝霞市住民基本台帳(各年1月1日現在)

本市の総人口は増加傾向が続いており、令和6(2024)年には144,964人となっています。世帯数についても増加傾向にあり、令和6(2024)年には70,127世帯となっています。世帯当たりの人員については、緩やかに減少しており、令和6(2024)年には2.07人となっています。

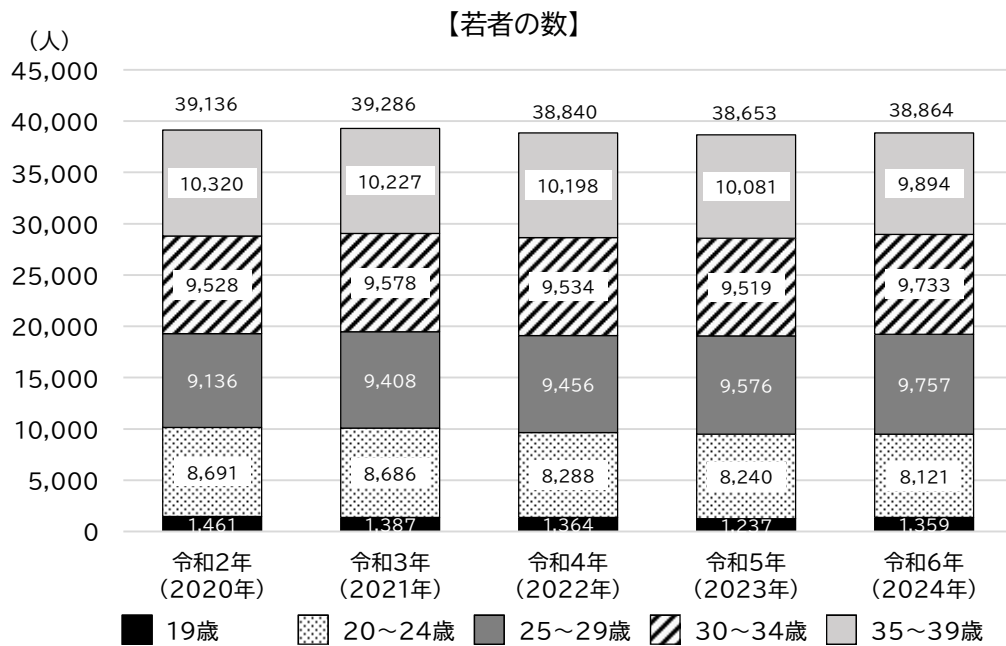
(2) こどもの数(0～18歳人口)の推移



資料:朝霞市住民基本台帳(各年1月1日現在)

こどもの数(0～18歳人口)の推移をみると、令和6(2024)年で23,996人となっており、令和2(2020)年以降は緩やかに減少しております。

(3)若者の数(19～39歳人口)の推移

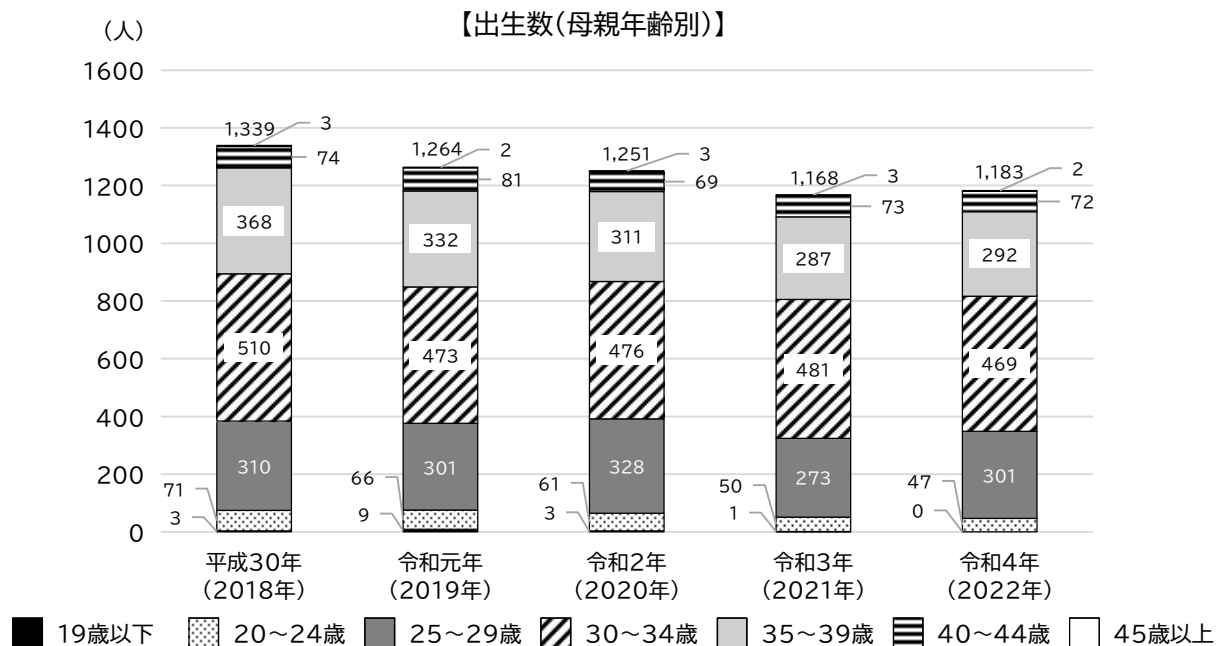


資料:朝霞市住民基本台帳(各年1月1日現在)

若者の数(19～39歳人口)の推移をみると令和6(2024)年で38,864人となっており、令和2(2020)年から見ると、増減はありつつも、緩やかに減少しております。

2 出生数等の推移

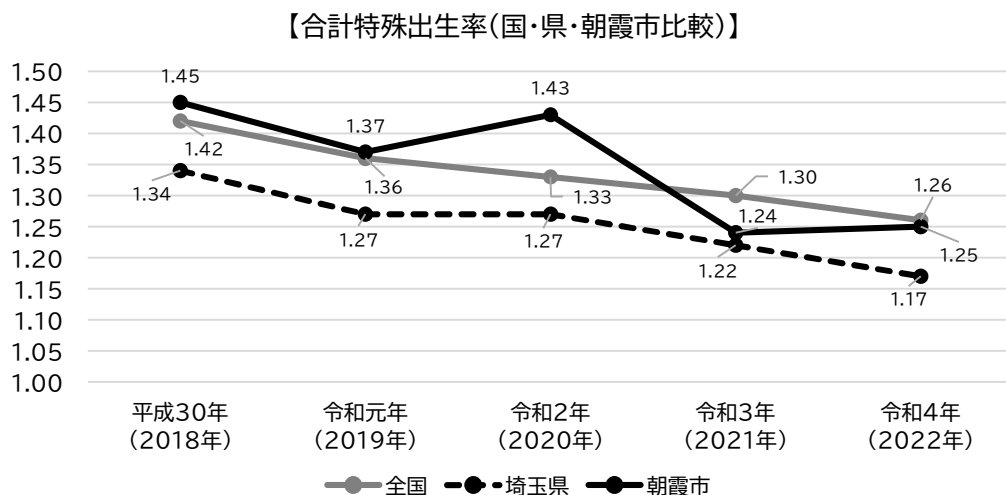
(1) 出生数の推移



資料:埼玉県保健統計

本市の出生数は減少傾向にあり、令和4(2022)年には1,183人となっています。また、母親の年齢別出生数は30～34歳が最も多く、25～29歳、35～39歳の順となっています。

(2) 合計特殊出生率の推移

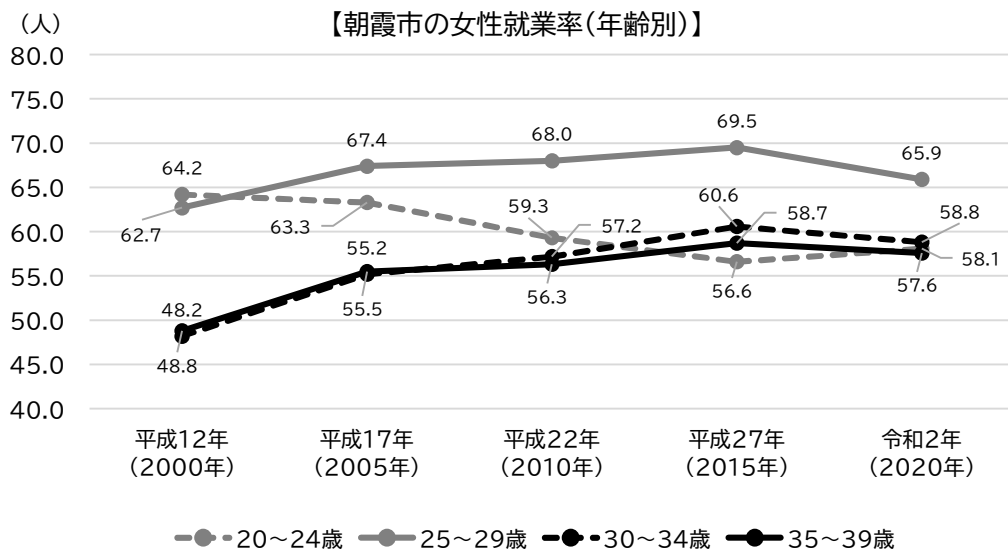


資料:埼玉県保健統計

合計特殊出生率:15歳から49歳までの女性の年齢別出生率をすべて足した数字のことで、ひとりの女性が一生の間に出産することの平均の数。

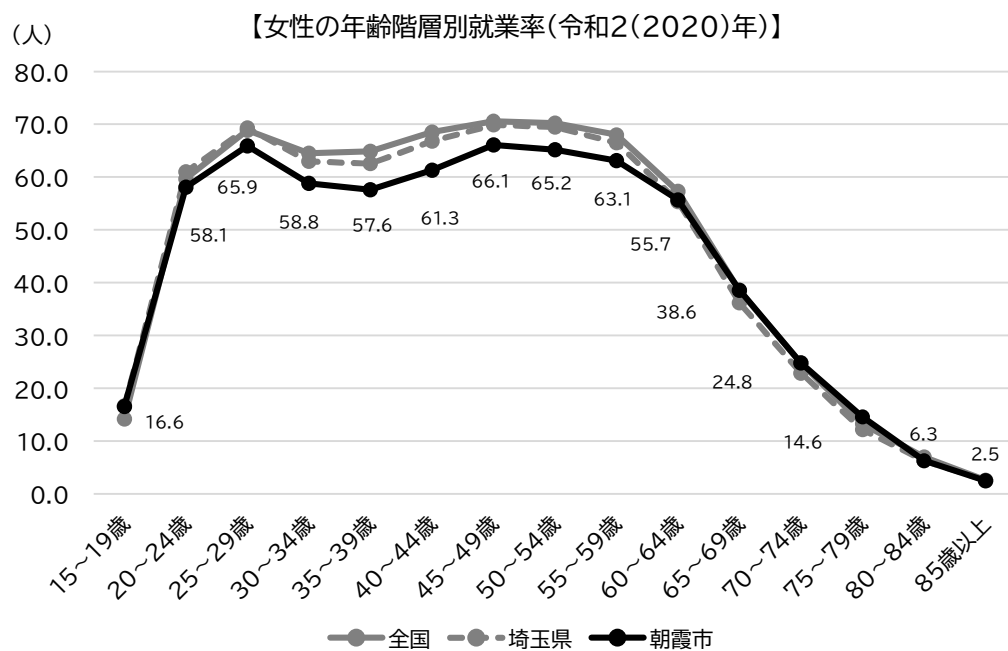
本市の合計特殊出生率は、令和2(2020)年まで国、県よりも高い水準で推移してきましたが、令和3(2021)年には全国を下回り、令和4(2022)年は全国と同水準となっています。

3 女性の就業率の推移



資料:国勢調査

就業率:15歳以上人口に占める就業者(従業者(収入を伴う仕事をしている者)と休業者(仕事を持っていないが病気などのため休んでいるもの)を合わせたもの)の割合。



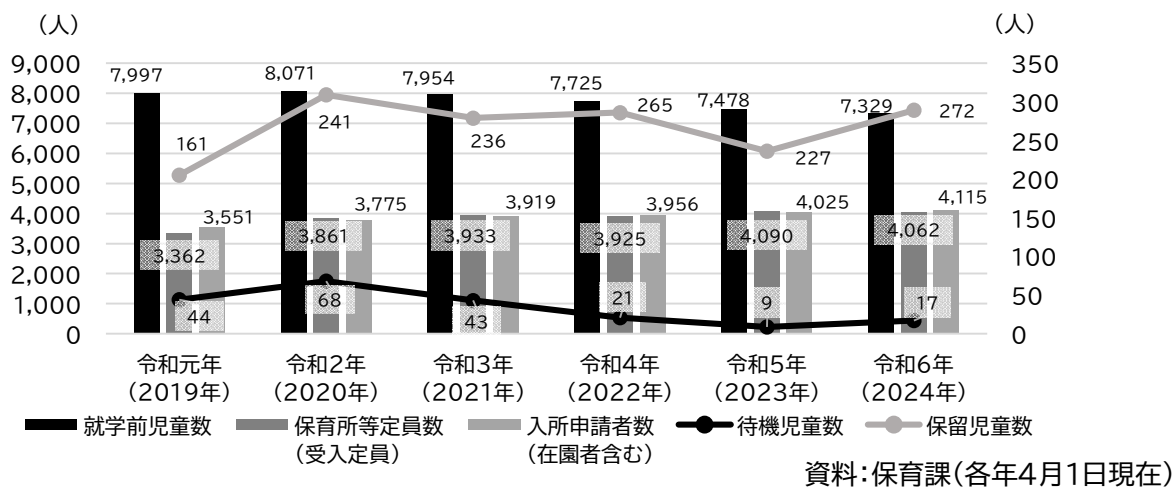
資料:国勢調査

女性の就業率は、20歳代前半では、平成12(2000)年から令和2(2020)年にかけて6.1ポイント減少しています。20歳代後半から30歳代の就業率は平成27(2015)年までは増加しておりましたが、令和2(2020)年は減少しています。

また、女性の年齢階層別就業率は、全国、埼玉県、朝霞市のいずれも30歳代で低下し40歳代以降に再び上昇する「M字カーブ」となっており、本市では30歳代、40歳代で特に全国、埼玉県を下回り、M字の底が深くなっています。

4 就学前児童等の状況

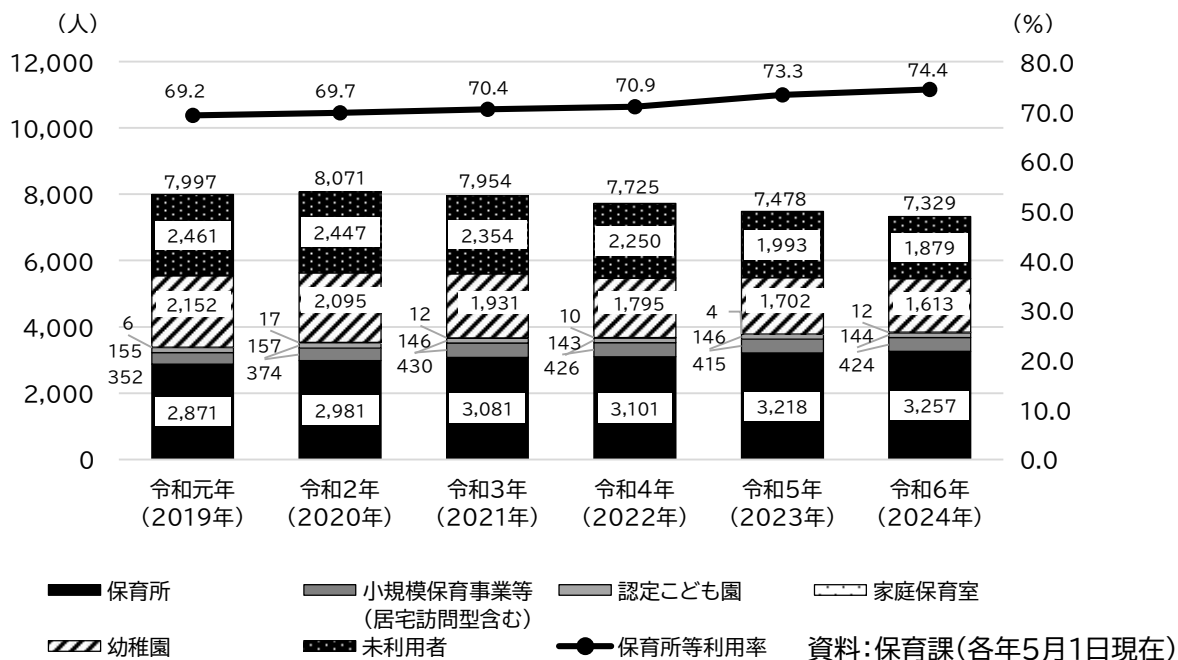
(1) 就学前児童・待機児童数等の推移



保留児童数: 保育所等の利用を希望し、市へ入所申請をした者のうち、希望する施設の定員超過等のため、利用ができなかった児童の数。
待機児童数: 「保留児童数」から、国の定義に従い、求職活動を休止している者や、特定の空いていない施設を希望しているために利用保留となっている者等を除いた数。

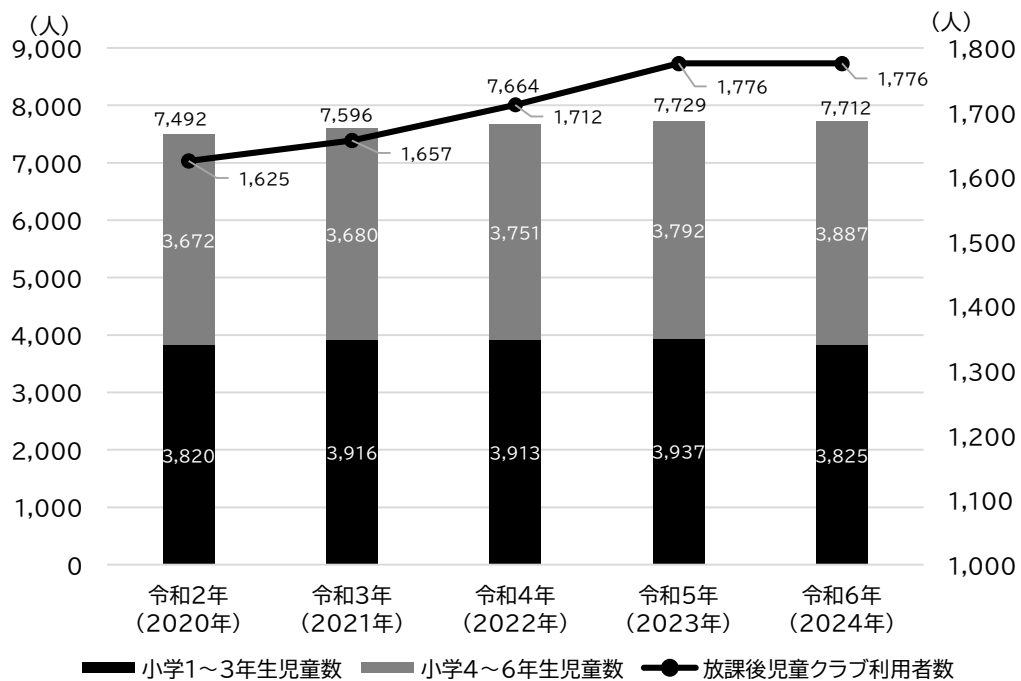
就学前児童数は、令和2(2020)年以降、緩やかに減少しており、令和6(2024)年には7,329人となっています。また、保育所等の整備が進み、保育所等定員数は年々増加していますが、毎年定員数を上回る入所申請があり、保育所等の待機児童数は令和6(2024)年に17人となっています。なお、保留児童数は令和6年(2024)に272人となっており、増減を繰り返しています。

(2) 保育所・幼稚園・家庭保育室等の利用状況の推移



就学前児童で施設を利用しない者(未利用者)は減少傾向にあり、保育所・幼稚園・家庭保育室等の利用率は令和6(2024)年に74.4%と過去最高となりました。保育所の利用については増加傾向にありますが、一方で幼稚園の利用者数は減少傾向にあります。

5 小学生児童・放課後児童クラブ利用者の推移



資料：保育課・教育管理課(児童数は各年5月1日現在、利用者数は各年4月1日現在)

小学校の児童数は、増加傾向にあり、令和6(2012)年では7,712人となっています。また、放課後児童クラブの利用者数も増加傾向にあり、令和6(2012)年では1,776人となっています。

6 障害のあるこどもの状況

(1) 障害者手帳所持児童数

(人)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
身体障害者手帳	2,434	2,386	2,319	2,259
療育手帳	252	256	265	277

資料:障害福祉課

(2) 障害児通所支援事業利用者数

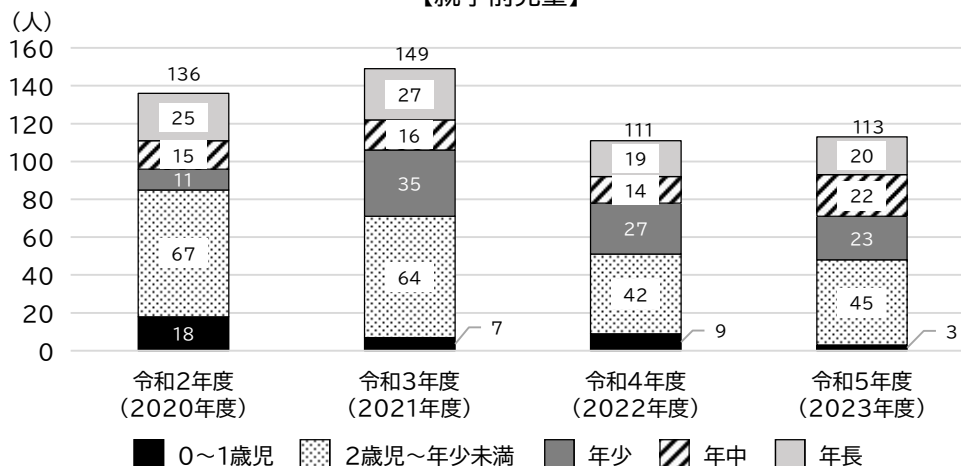
(人)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
児童発達支援	296	351	427	474
放課後デイサービス	251	304	397	473
保育所等訪問支援	41	85	116	162

資料:障害福祉課

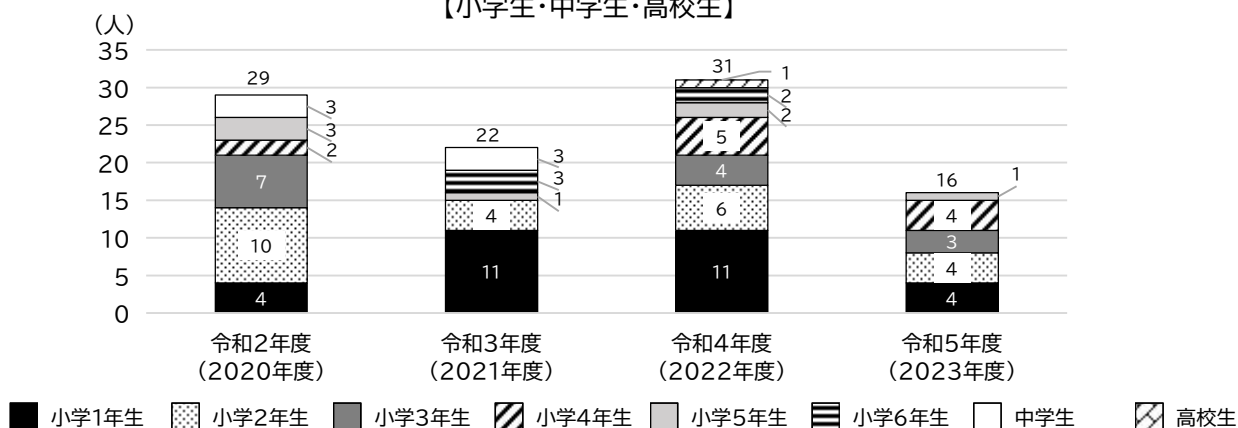
(3) 発育発達相談(精神・心理)相談者数

【就学前児童】



資料:健康づくり課

【小学生・中学生・高校生】



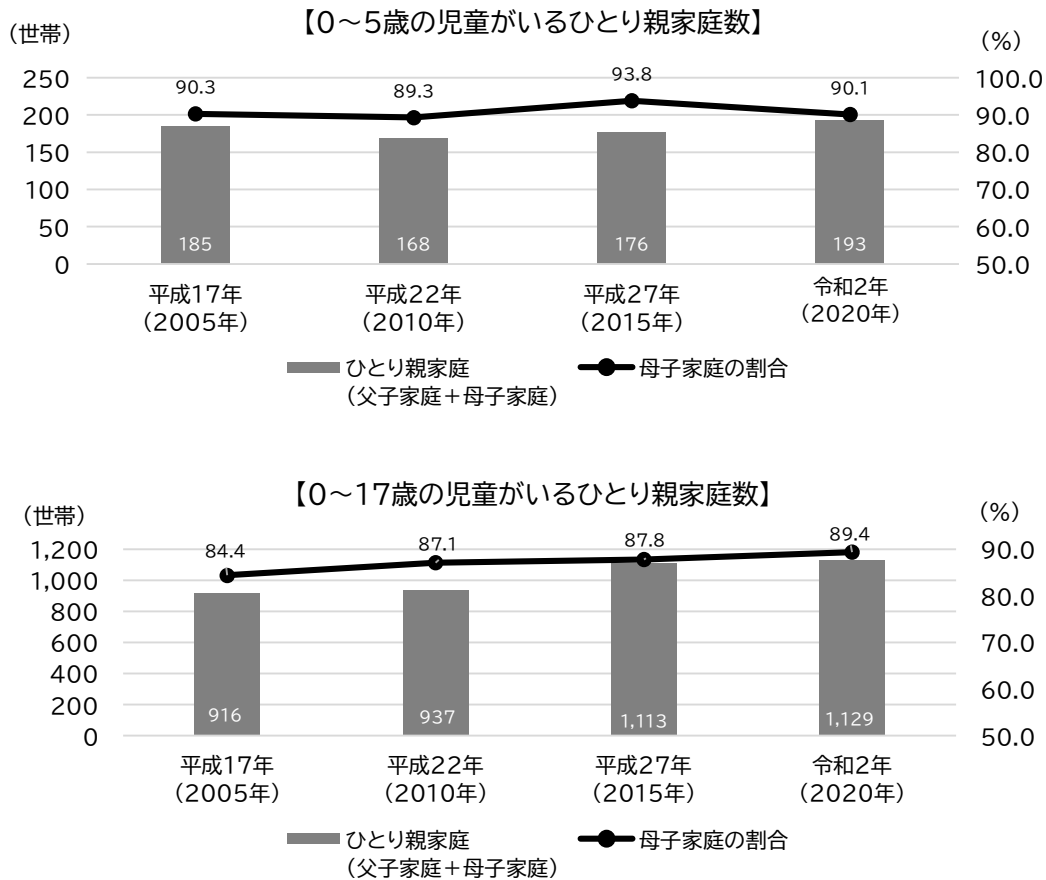
資料:健康づくり

障害者手帳所持児童数は、身体障害者手帳は減少傾向にありますが、療育手帳は増加傾向にあり、障害児通所支援事業では、すべてのサービスで利用者数が増加傾向にあります。

また、本市の保健センターで発育発達相談(精神・心理)の相談を受けている児童全体の人数は、令和3(2021)年度まで増加傾向にありましたが、令和4(2022)年度以降は減少傾向にあります。

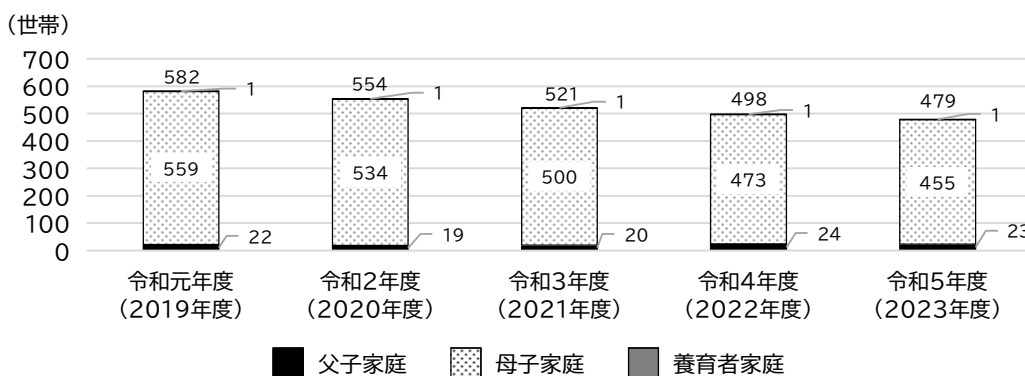
7 ひとり親家庭の状況

(1) ひとり親家庭数の推移



0～5歳の児童がいるひとり親家庭数は、令和2(2020)年で193世帯となっており、ほぼ横ばいで推移しています。0～17歳の児童がいるひとり親家庭数は、令和2(2020)年で1,129世帯となっており、平成17(2005)年以降増加し続けています。

(2) 児童扶養手当受給家庭数の推移



児童扶養手当受給家庭数は、令和元(2019)年度以降減少傾向にあり、令和5(2023)年度で479世帯となっています。

8 児童虐待に関する状況

(1) 児童虐待相談対応件数

(人)

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
相談対応件数	311	276	319	309	314

資料:こども未来課

児童相談所の児童虐待相談対応件数は、おおむね横ばいで推移しており、令和5(2023)年度は314人と、高止まりの傾向が見られます。

(2) 里親登録世帯数・委託里子数

(世帯)

(人)

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
里親数	22	23	19	22	24
委託里子数	11	9	7	14	14

資料:こども未来課

里親登録数は、ほぼ横ばいで推移しています。委託里子数は令和5(2023)年度で14人となっています。

(3) 児童養護施設・乳児院の延べ入所児童数

(人)

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
児童養護施設 入所児童数	31	40	43	63	40
乳児院 入所児童数	3	8	14	9	10

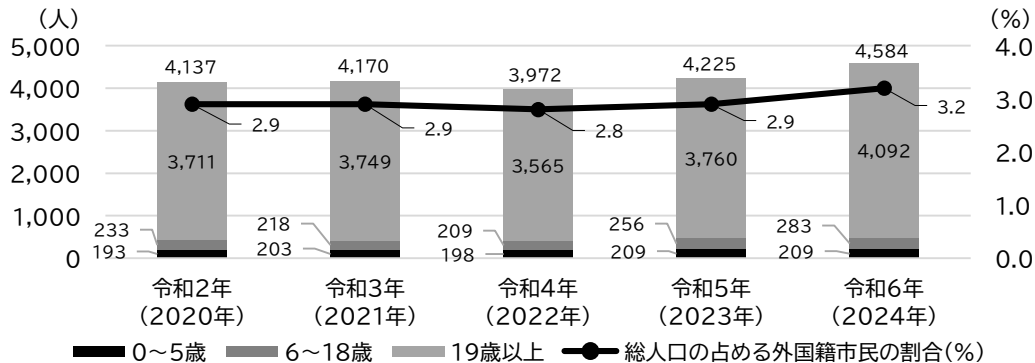
資料:こども未来課

児童養護施設・乳児院の延べ入所等措置件数は、令和5(2023)年度で50人となっています。

9 外国につながりがあるこどもに関する状況

外国につながりのあるこども：国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国したこどもや外国人のこども、両親が国際結婚のこどもなど。

(1) 外国籍市民人口



資料：朝霞市住民基本台帳（各年1月1日現在）

外国籍市民人口は毎年増加しており、総人口に占める割合も上昇しています。また、0～18歳の外国籍のこどもの数も増加傾向にあり、令和6(2024)年には0～5歳が209人、6～18歳が283人、合計すると0～18歳全体で492人となっています。

(2) 外国籍児童生徒数

【市内保育所及び公立小・中学校に在籍する外国籍児童・生徒数】

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
市内保育所	76	76	74	89	86
公立小学校	114	102	123	137	143
公立中学校	28	34	37	43	45

※令和6年度は、市内保育所は4月1日現在、公立小・中学校は5月1日現在の人数

資料：保育課、教育管理課

市内保育所の外国籍在園児童数および公立小・中学校に在籍する外国籍児童生徒数は、増加傾向にあり、令和6(2024)年度には市内保育所の外国籍在園児童数が86人、公立小・中学校に在籍する外国籍児童生徒数は188人となっています。

(3) 日本語指導が必要な児童生徒数

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
日本語指導が必要な児童生徒数	34	42	16	32	29

資料：教育指導課

日本語指導が必要な児童生徒数は、年度によっては変動があるもののおおむね横ばいで推移しており、令和5(2023)年度には29人となっています。

10 アンケート及びヒアリング調査結果の概要

「こども基本法」では、国・地方公共団体において、こども施策を策定・実施・評価するにあたっては、施策の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることと定められています。

このようなことを踏まえ、本計画の策定にあたっては以下のようにこども・若者、子育て当事者からの意見聴取機会を設け、調査の分析等を行いました。

調査の種類	調査対象※	配布数	回収数	実施時期	実施方法
(1)子ども・子育て支援に関するアンケート調査	就学前児童の保護者	2,000人	1,025人	令和5年12月19日(火)～令和6年1月19日(金)	郵送配布 郵送又はWEB回収
	小・中学生の保護者	1,101人	619人	令和5年12月15日(金)～令和6年1月19日(金)	学校配付 学校又はWEB回収
	小・中学生本人	923人	565人		郵送配布 郵送又はWEB回収
	高校1・2年生相当の市民			令和5年12月19日(火)～令和6年1月19日(金)	郵送配布 郵送又はWEB回収
	妊娠中の方	115人	30人	令和6年1月4日(木)～令和6年1月31日(水)	直接配布 郵送又はWEB回収
	出産後の方	88人	40人	令和6年1月10日(水)～令和6年1月24日(水)	WEB回収
	子育て支援施設職員	39件	24件	令和5年12月19日(火)～令和6年1月19日(金)	郵送配布 郵送又はWEB回収
	障害児関係団体	11件	7件		
(2)こどもの生活に関するアンケート調査	小学5年生・中学2年生とその保護者	3,856人	1,624人	令和5年12月15日(金)～令和6年1月19日(金)	学校配付 学校又はWEB回収
	公的扶助受給世帯	740人	181人	令和5年12月15日(金)～令和6年1月19日(金)	郵送配布 郵送又はWEB回収
	こどもの貧困に関する支援団体	7団体	4団体	令和5年12月19日(火)～令和6年1月19日(金)	メール配布 メール回収
●ヒアリング調査(資料編P138～144)	小学生	65人		令和5年12月22日(金)～令和6年4月25日(木)	グループ ヒアリング
	中学生・高校生	54人			
	児童館利用保護者	15人			
	大学生	10人			紙でのアンケート 紙でのアンケートや個別ヒアリング
	そのほか保護者	11人			

※対象者はすべて朝霞市内の方

(1)子ども・子育て支援に関するアンケート調査・調査結果

本計画を策定するにあたり、「量の見込み」の算出や子育て支援に関する実態や意見・要望等を把握するために、「朝霞市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

◆調査の種類・調査方法

調査の種類	調査対象	対象数	調査方法
就学前児童	市内在住の 就学前児童の保護者	2,000人	郵送配布 郵送又はWEB回収
小・中学生の 保護者	市内公立小学校に 在籍する小学生の保護者	697人	学校配付 学校又はWEB回収
	市内公立中学校に 在籍する中学生の保護者	404人	
小・中・高校生 本人	市内公立小学校に 在籍する小学5・6年生	359人	
	市内公立中学校に 在籍する中学1・2年生	404人	
	市内在住の 高校1・2年生相当の市民	160人	郵送配布 郵送又はWEB回収

◆回収期間

郵送調査(就学前児童・高校生世代) : 令和5年12月19日(火)～令和6年1月19日(金)

学校配布-学校又はWEB回収(小・中・高校) : 令和5年12月15日(金)～令和6年1月19日(金)

◆回答状況

調査の種類	配布数	有効回収数	有効回収率	(参考) 前回有効回収率
就学前児童	2,000人	1,025人	51.3%	67.3%
小・中学生の保護者	1,101人	619人	56.2%	-
小学生の保護者	697人	419人	60.1%	88.2%
中学生の保護者	404人	200人	49.5%	-
小・中・高校生本人	923人	565人	61.2%	-
小学生	359人	246人	68.5%	-
中学生	404人	273人	67.6%	82.9%
高校生世代	160人	46人	28.8%	78.1%

① 保護者の就労状況[資料編 P103]

- ・ 就学前児童保護者の調査では、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が36.8%と最も多く、前回調査から10.1ポイント増加しています。前回調査で最も多かった「以前は就労していたが、現在は就労していない」は23.0%と、前回調査から14.1ポイント減少しています。
- ・ 小学生保護者の調査では、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が32.5%と前回調査から引き続き最も多くなっています。
- ・ 中学生保護者の調査では、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が45.0%と最も多くなっています。
- ・ 「以前は就労していたが、現在は就労していない」割合はこどもの年齢が上がるにつれて下がっています。

<傾向と課題>

- ・ 共働き世帯が増え、保育所や学童保育の利用希望割合は高まっていると考えられますが、社会的には少子化傾向も進んでおりますので、両方を勘案して量の見込み等を立てる必要があります。
- ・ 地域子ども・子育て支援事業についても、事業内容や利便性が共働き世帯ニーズと合致しているかを検討する必要があります。

② 子育てへの関わり方[資料編 P103~105]

- ・ 就学前児童保護者の調査では、「父母ともに子育てをしている」が61.8%と最も多く、前回調査から10.5ポイント増加しています。
- ・ 就学前児童・小学生・中学生保護者のいずれも「子育てをする上で気軽に相談できる人や場所」について過半数が「ある」と回答していますが、こどもの年齢が上がるにつれて割合が下がっています。特に小学生保護者は「ある」と回答した割合が、前回調査から22.3ポイント減少しています。
- ・ 就学前児童・小学生・中学生保護者のいずれも「子育て(教育を含む)をする上で気軽に相談できる相談先」について、「祖父母等の親族」「友人や知人」が最も多くなっています。就学前児童保護者は「保育園等」と回答した割合が、前回から9.3ポイント増加しています。小学生保護者は「近所の人」と回答した割合が、前回から9.8ポイント減少しています。

<傾向と課題>

- ・ 相談先が「いない/ない」と回答している割合が、こどもの年齢が上がるにつれて上がっています。
- ・ 就学前児童・小学生・中学生保護者のいずれも「祖父母等の親族」「友人や知人」に次いで、「保育園等」や「幼稚園」、「小学校・中学校」等、すでに関わりのある場所を相談先として挙げています。相談機関の充実とともに、教育・保育機関を経由した支援や情報周知等も検討する必要があります。

③ 教育・保育事業の利用状況と希望[資料編 P105~106]

- ・ 「定期的な教育・保育事業」について「利用している」が78.0%と、前回調査から6.8ポイント増加しています。また、「認可保育所」が59.8%と最も多く、前回調査から9.2ポイント増加しています。「幼稚園」が29.1%と、前回調査から11.5ポイント減少しています。
- ・ 「利用を希望している定期的な教育・保育事業」について「認可保育所」が59.6%と最も多く、前回調査から6.5ポイント増加しています。次いで、「幼稚園」が41.0%と前回調査から11.7ポイント減少しています。「幼稚園の預かり保育」も26.0%と前回調査から5.9ポイント減少しています。

- ・ 「利用を希望している定期的な教育・保育事業」について、前回調査では、「認可保育所」と「幼稚園」の希望には大きな差異がありませんでしたが、今回調査では18.6ポイントの開きが出ています。また、新制度である「こども誰でも通園制度」は、まだ具体的なサービスがないにも関わらず13.6%が希望しており、子育て世帯の関心の高さがうかがえます。

<傾向と課題>

- ・ 母親のフルタイム就労の割合が増えていることもあり、「保育所」の利用・利用希望がますます増えています。
- ・ 「こども誰でも通園制度」にも一定の関心が寄せられており、就労要件を問わない預かりについても検討する必要があります。

④ 子ども・子育て支援事業の利用状況と希望[資料編 P107～110]

- ・ 「各種支援事業の認知状況」について「あさか子育てガイドブック(自治体発行の子育て支援情報誌)」を除いてすべての事業で認知度が下がっています。特に「家庭児童相談室」は38.7%と前回調査から12.4ポイント、「マタニティ教室」は72.0%と前回調査から11.1ポイント減少しています。
- ・ 「こどもが病気等で事業が利用できなかった・学校を休む必要があった際の対処方法」は、就学前児童・小学生・中学生保護者ともに「母親が休んだ」が最も多いですが、前回調査と比較すると就学前児童・小学生保護者いずれも「父親が休んだ」割合が増えています。
- ・ 「放課後(平日の学校終了後)の現在の過ごし方(小学生)」「放課後を過ごさせたい場所(就学前保護者)」はほとんどの選択肢で利用希望が減っており、複数の場所・サービスよりも特定の場所・サービスで過ごさせている・過ごさせたいと考えている保護者が多いことがうかがえます。

<傾向と課題>

- ・ 「各種支援事業の認知状況」については、コロナ禍で中止・縮小した事業もあり、認知度が下がったと思われます。
- ・ 前述の設問「子育て(教育を含む)をする上で気軽に相談できる相談先」として、「祖父母等の親族」「友人や知人」に次いで多かったのが「保育園」や「幼稚園」でしたが、こういった定期的な教育・保育事業の利用を開始する前に、いかに必要な情報を子育て世帯に届けるかが課題です。
- ・ 「こどもが病気等で事業が利用できなかった・学校を休む必要があった際の対処方法」は、いまだ母親の負担が大きい状況ですが、父親が休暇を取るケースも増えてきています。各種制度について、母親・父親ともに使いやすいものになっているか、という視点での見直しも必要です。

⑤ 子育ての不安や悩みなどについて[資料編 P110～114]

- ・ 「子育ての負担感(「よくある」と「時々ある」の合計)は、就学前児童保護者で67.0%、小学生保護者で40.8%が感じています。前回調査から就学前児童保護者は2.0ポイント減少し、小学生保護者は5.9ポイント増加しています。
- ・ 子育てで負担を感じる理由は、「その他」が最も多く、就学前児童保護者は「仕事との両立が大変」「自分の時間がない・忙しい」等の意見が多いです。小学生保護者は「仕事との両立が大変」「勉強や進学先のフォローが大変」「反抗期のこどもへの対応が難しい」等の意見が多いです。

- ・ 子育てで悩んでいること、気になることは、全体的に割合が上がっており、複数の悩みを抱えている保護者が増えていることがわかります。就学前児童保護者は「仕事や自分のやりたいことが十分できない」が34.8%と前回調査から4.1ポイント増加しています。小学生保護者は「病気や発育・発達」が15.3%と前回調査から3.7ポイント増加しています。
- ・ 子育てに関して楽しいと感じるか・つらいと感じるかは、「楽しいと感じることの方が多い」と回答している割合が高いものの、前回調査から就学前児童保護者は5.4ポイント、小学生保護者は18.3ポイント減少しています。
- ・ 子育ての不安感や負担感、つらさなどを解消するために必要なことは、就学前児童保護者で「保育サービスの充実」が61.0%と最も多く、次いで「仕事と家庭生活の両立支援」が59.7%、小学生保護者で「仕事と家庭生活の両立支援」が47.5%と最も多く、次いで「地域における子育て支援の充実」が43.4%、中学生保護者で「保育サービスの充実」が53.5%と最も多く、「子育て世代と子育て経験者が交流する機会」が41.5%となっています。前回調査から就学前児童保護者は、「仕事と家庭生活の両立支援」が10.7ポイント増加しています。

<傾向と課題>

- ・ 就学前保護者は両親ともにフルタイムで就労している割合が高いこともあって、「仕事との両立」や「自分の時間がない・忙しい」ことに負担感を感じる人が多いようです。「子育てで悩んでいること、気になること」でも「仕事や自分のやりたいことが十分できない」が増えています。教育・保育事業の充実のほか、就労を要件としない預かりサービスの充実が求められます。
- ・ 小学生・中学生保護者は、こどもとの関わりに悩みを抱えることが多く、別の設問で「相談先がない」と回答している割合がこどもの年齢が上がるにつれて増えていたことも踏まえ、こどもの年齢に応じた相談体制の整備が求められます。また、「病気や発育・発達」に悩む保護者も増えていきますので、こちらも支援体制の強化が必要です。

⑥ こどもの権利について[資料編 P115]

- ・ 親にたたかれたり、ひどいことを言われた経験が「ある」と回答した児童・生徒は21.7%で、前回調査から6.1ポイント減少していますが、5人に1人がたたかれたり、ひどいことを言われたりした経験があることがわかります。
- ・ 希望する進学先は「大学まで」が最も多く55.5%で、次いで「特に理想はない」が15.3%、「高等学校まで」が10.7%となっています。

<傾向と課題>

- ・ 親にたたかれたり、ひどいことを言われたりした経験がある児童・生徒は減っているものの、いまだ5人に1人は経験があり、こどもの権利を尊重する意識の醸成と、虐待防止の啓発、相談先の周知が必要です。
- ・ 希望する進学先が「大学まで」と回答した人の割合が半数以上です。家庭の事情等で児童・生徒の進学希望の夢が途絶えないよう、学習支援や奨学金制度など児童・生徒自身への周知も必要です。
- ・ 時代の変遷に関わらず、常にこどもの権利が尊重される社会づくりが必要です。

☆こども計画策定における「こども・若者の意見聴取」☆

こども計画はこども・若者とその保護者等を対象として、様々な施策を展開するために策定しています。こども・若者にとって最もよいことは何かを考え、政策に反映するために、アンケートでの調査に加え、次のようなヒアリング調査を実施し、129名のこども・若者から直接意見を聴きました。いただいた意見は、P132～P138に掲載しています。

●「こどもミーティング」

- ➡市内の児童館を利用している小学生・中学生・高校生を対象に、それぞれ5～6人のグループになってもらい、普段感じていることを伺いました。



●「中学校・高等学校への訪問」

- ➡朝霞市立第4中学校と埼玉県立朝霞高等学校に訪問し、グループヒアリングを行いました。30分～50分としっかり時間をかけ、直接生徒のみなさんから率直な意見を伺うことができました。

●「アサカシティラボでの意見聴取」

- ➡大学生主宰の朝霞倶楽部が実施したイベント「アサカシティラボ」に参加した大学生にアンケート調査を行い、意見を聴取しました。

種類	調査対象	実施日	対象数
小学生	ねぎしだい児童館利用者	令和5年12月22日(金)	19人
	みぞぬま児童館利用者	令和6年1月9日(火)	21人
	ひざおり児童館利用者	令和6年1月10日(水)	12人
	都市公園利用者 (島の上公園、あけぼの公園)	令和6年1月30日(火)	4人
	溝沼放課後児童クラブ利用者	令和6年4月22日(月)	9人
中学生・高校生	ほんちょう児童館利用者	令和6年1月13日(土)	22人
	朝霞市立第四中学校生徒	令和6年4月25日(木)	10人
	埼玉県立朝霞高等学校生徒	令和6年4月22日(月)	22人
大学生	アサカシティラボ参加者	令和6年1月27日(土)	10人

第2章 朝霞市のこどもを取り巻く現状

(2)こどもの生活に関するアンケート調査・調査結果

本計画を策定するにあたり、こどもの生活実態や意見・要望等を把握するために、「朝霞市こどもの生活に関するアンケート調査」を実施しました。

◆調査の種類・調査方法

調査の種類	調査対象	対象数	調査方法
小学5年生	市内公立小学校に在籍する 小学5年生とその保護者	1,015人	学校配布 郵送又は WEB 回収
中学2年生	市内公立小学校に在籍する 中学2年生とその保護者	913人	
公的扶助受給世帯 ※	公的扶助を受給する世帯の保護者	740人	郵送配布 郵送又は WEB 回収

※公的扶助受給世帯には、児童扶養手当やひとり親家庭等医療費受給資格がある世帯で、世帯員の所得状況により児童扶養手当を受給していない世帯も含んでいます。

◆回収期間

学校配布-学校又は WEB 回収(小・中学校) : 令和5年12月15日(金)～令和6年1月19日(金)

郵送配布-回収(公的扶助受給世帯) : 令和5年12月15日(金)～令和6年1月19日(金)

◆回答状況

調査の種類	配布数	有効回収数	有効回収率	(参考) 前回有効回収率
小学5年生				
児童	1,015人	354人	34.9%	91.5%
保護者	1,015人	491人	48.4%	91.4%
中学2年生				
児童	913人	535人	58.6%	79.2%
保護者	913人	244人	26.7%	83.0%
公的扶助受給世帯	740人	181人	24.5%	31.1%

① 子育て家庭の経済的な状況[資料編 P123]

- ・ 可処分所得水準(世帯人数別)と食料・衣類を購入できなかった経験や公共料金等を支払えなかった経験により家庭の経済的な状況を3つに分類すると、経済的な困難を抱えると想定される「生活困難層」の家庭は小学5年生で4.9%、中学2年生で5.3%程度と想定されます。

<傾向と課題>

- ・ 埼玉県の調査では、「中央値の1/2未満」は小学5年生で7.6%、中学2年生で10.0%となっており、朝霞市では埼玉県と比べて「生活困難層」の割合は低くなっていますが、経済的な困難を抱えている家庭が一定数存在することが明らかになりました。

② 保護者の就労状況[資料編 P124]

- ・ 保護者の就労状況として、母親については、全体では「パート・アルバイト」が小学5年生保護者で38.3%、中学2年生保護者で40.6%と特に多くなっています。「生活困難層」では、「パート・アルバイト」が全体よりも11.7ポイント多くなっています。前回調査と比較すると全体では「正社員・正規職員」が9.8ポイント増加し、「パート・アルバイト」が7.7ポイント減少しています。
- ・ 父親については、全体では「正社員・正規職員」が小学5年生保護者で83.5%、中学2年生保護者で84.8%ですが、「生活困難層」では、「正社員・正規社員」が小学5年生保護者で37.5%、中学2年生保護者で15.4%と著しく低く、「自営業・家業」や「パート・アルバイト」、中学2年生保護者では「働いていない」が全体と比較すると多くなっています。前回調査から大きく傾向が変化している項目はありません。

③ 子育て家庭の貧困経験[資料編 P125]

- ・ お金が足りなくて食料や衣料を買えなかった経験が「よくあった」、「時々あった」家庭は、全体では小学5年生保護者が8.3%、中学2年生保護者が9.5%ですが、「生活困難層」では小学5年生保護者が45.8%、中学2年生の保護者が46.2%となっています。
- ・ 過去1年間に経済的な理由のために公共料金等を支払えなかった経験が「あった」家庭は、『電話料金』で全体では小学5年生保護者が1.2%、中学2年生保護者が1.6%ですが、「生活困難層」では小学5年生保護者が12.5%、中学2年生の保護者が23.1%となっています。『電気料金』、『ガス料金』、『水道料金』、『家賃』、『税金・国民健康保険税』でも同様の結果となっています。

④ 子育て家庭の教育費の準備状況[資料編 P126]

- ・ 将来の教育費の準備状況は、「十分準備ができている」は全体では小学5年生保護者が12.8%、中学2年生保護者が18.9%、「準備を始めている」は小学5年生保護者が63.5%、中学2年生保護者が62.7%となっています。「まったく準備できていない」は「生活困難層」で小学5年生保護者が66.7%、中学2年生保護者が53.8%となっています。

<傾向と課題>

- ・ 「生活困難層」が将来の教育費を「まったく準備できていない」理由として、経済的に日々の生活で精一杯だから以外にも「こどもの将来をあまり考えられていない(精神的にも余裕がない)」や「どの程度教育費が必要かわからない」等の理由も考えられます。

第2章 朝霞市のこどもを取り巻く現状

- ・ 保護者への啓発に加え、こども自身にもかかるお金やそれに対する支援、また、将来自分が親になった時のお金の話等を学校等で教えることも検討が必要です。

⑤ 家庭でのこどもと保護者の関わりの状況[資料編 P126]

- ・ 家庭でのこどもと保護者の関わりの状況は、「お子さんができたことや頑張ったことをほめて、一緒に喜ぶ」が「毎日ある」割合は、小学5年生保護者が32.2%、中学2年生保護者が19.3%となっています。前回調査と比較すると小学5年生保護者が8.3ポイント増加し、中学2年生保護者が0.7ポイント減少しています。前回調査では、中間層でやや割合が低くなっていましたが、今回は逆に、中間層は前回調査よりも17.7ポイント増加しています。

<傾向と課題>

- ・ 全体と生活困難層で有意な差があるものは少なく、「お子さんと将来の夢について話す」、「お子さんの学校での出来事について、じっくり耳を傾ける応じる」は小学5年生では全体よりも生活困難層の方が高い傾向にありました。
- ・ 家庭でのお子さんとの関わりを増やすための取組として、青少年健全育成事業などを通じて、こどもと保護者の関わりを深めていくことが求められます。

⑥ 子育てについての悩み[資料編 P127]

- ・ 子育てについての悩みがある割合は(何らかの悩みの項目に○をつけた人の割合)は、全体では小学5年生保護者、中学2年生保護者ともに61%程度で、前回調査から6ポイント程度上がっています。「生活困難層」では小学5年生保護者が66.7%、中学2年生保護者が69.2%何らかの悩みを抱えていて、特に小学5年生保護者は「こどもの友達関係やいじめ」、「家族間での教育方針の違い」が、中学2年生保護者は「こどもの反抗や暴言・暴力」、「家族間での教育方針の違い」が全体よりも生活困難層の方が高くなっています。

<傾向と課題>

- ・ 小学5年生保護者ではこどもの友人関係に関連して、中学2年生保護者ではこども本人に関連して悩みを抱えている割合が高くなっています。ニーズ調査でも、就学前保護者と比べて、小学生保護者はこどもやこどもとの友人との関わりに悩むケースが多く、また相談先もないと回答している割合が高くなっていました。こういった悩みに対する相談体制の充実は重要です。

⑦ 子育てについての相談相手・相談先[資料編 P128]

- ・ 子育てについての相談相手・相談先として「こどもの勉強や学校に関する相談」は、全体では「家族」が小学5年生保護者で82.5%、中学2年生保護者で85.2%、「身近な人」が小学5年生保護者で71.9%、中学2年生保護者で70.1%となっています。「生活困難層」の小学5年生保護者は、「家族」が全体よりも11.7ポイント低く、「こどもの通う学校の先生」の割合が8.7ポイント、「相談できる人はいない」が8.8ポイント高くなっています。「生活困難層」の中学2年生保護者は「身近な人」が全体よりも8.6ポイント低く、「こどもの通う学校の先生」が19.4ポイント高くなっています。
- ・ 「こどもの健康や発育に関する相談」は、「家族」が小学5年生保護者・中学2年生保護者ともに87%程度となっています。「生活困難層」の小学5年生保護者は「身近な人」が全体よりも9.2ポイント高く、中学2年生保護者は「こどもの通う学校の先生」が全体の半分程度になっています。

<傾向と課題>

- ・ 相談相手・相談先として、「生活困難層」ほど「こどもの通う学校の先生」の割合が高くなる傾向にあります。学校への専門家派遣や常駐を強化するなど、学校側の過度な負担にならないようにしながら、セーフティネットとしての機能を強化していくことが求められます。

⑧ 公的機関への相談状況[資料編 P129]

- ・ 公的機関への相談状況として「市役所・福祉事務所の窓口」に「相談する」は、全体では小学5年生保護者が35.2%、中学2年生保護者が38.9%となっています。「生活困難層」の小学5年生保護者が「相談する」割合は全体よりも10.2ポイント低く、前回調査よりも14.6ポイント減少しています。「生活困難層」の中学2年生保護者が「相談する」割合は全体よりも22.6ポイント高く、前回調査よりも35.2ポイント増加しています。
- ・ 「こどもが通う学校の先生」に「相談する」は、全体では小学5年生保護者が57.0%、中学2年生保護者が61.5%となっています。「生活困難層」の小学5年生保護者が「相談する」割合は全体よりも5.5ポイント、前回調査よりも16.7ポイント、中学2年生保護者が15.4ポイント、前回調査よりも45.3ポイント高くなっています。

<傾向と課題>

- ・ 「生活困難層」ほど、公的機関へ相談する事項は多いと考えられますが、特に小学5年生では4人に1人しか相談できておらず、中学2年生では全体より多いものの4割程度が相談できていません。市役所・福祉事務所の窓口以外からの相談への繋げ方もより強化していく必要があります。
- ・ 学校現場の負担軽減に取り組みつつ、学校のセーフティネット機能を強化することが求められます。
- ・ 市民等のアウトリーチ活動から相談につながる方策の検討が必要です。

⑨ こどもの朝食・歯みがきの状況[資料編 P130]

- ・ こどもの朝食の摂取状況として、「毎日食べる」は小学5年生92.1%、中学2年生88.1%となっています。「生活困難層」の小学5年生は全体よりも12.9ポイント、中学2年生は18.9ポイント低くなっています。
- ・ 歯みがきの状況として、「必ず磨いている」は小学5年生17.7%、中学2年生18.4%となっています。前回調査と比較すると小学5年生は4.0ポイント、中学2年生は5.0ポイント低くなっています。小学5年生では「生活困難層」の方が「必ず磨いている」割合が11.5ポイント高いです。

<傾向と課題>

- ・ 「生活困難層」は小学5年生が2割程度、中学2年生が3割程度朝食を食べる日と食べない日両方があります。改めて朝食の重要性の啓発等も必要です。
- ・ こどもの貧困対策、居場所づくりとして、こども食堂やフード・パントリー、フード・ドライブなどの取組を整備する必要があります。

⑩ 落ち着いて勉強できる環境の有無[資料編 P131]

- ・ 「落ち着いて勉強できる環境の有無」は、全体では小学5年生が88.8%、中学2年生が92.2%ですが、「生活困難層」では小学5年生が75.0%、中学2年生が76.9%となっており、全体と比較すると小学5年生が13.8ポイント、中学2年生が15.3ポイント低くなっています。

<傾向と課題>

- ・ 落ち着いた学習環境が「生活困難層」には整っていないことが多く、こどもヒアリングでも児童館等への要望で「学習/自習スペースの確保」があがっていたことも踏まえ、こどもの居場所として、自宅以外にも学習に取り組むことができる環境の整備を検討する必要があります。

⑪ こどもの放課後の過ごし方[資料編 P131～133]

- ・ 放課後の過ごし方は、「自分の家で、家族と過ごす」ことが「多い」割合は全体では小学5年生、中学2年生ともに79.1%でした。中学2年生になると「学習塾で先生や友達と過ごす」が全体では42.2%と高くなっていますが、「生活困難層」の中学2年生は11.1%と全体よりも31.1ポイント低くなっています。
- ・ 帰宅後の過ごし方は、「勉強や宿題」を「する（「1時間未満」、「1～2時間未満」、「2～3時間未満」、「3時間以上」の合計）」割合は全体では小学5年生が97.5%、中学2年生が81.9%でした。前回調査では中学2年生の「まったくしない」は8.0%だったのに対し、今回は17.9%と9.9ポイント増えています。
- ・ 「テレビやDVD」を「見る（「1時間未満」、「1～2時間未満」、「2～3時間未満」、「3時間以上」の合計）」割合は全体では小学5年生が93.5%、中学2年生が86.0%でした。「生活困難層」の中学2年生は「見る」が66.6%で、全体よりも19.4ポイント低くなっています。
- ・ 「パソコン・スマートフォンなどでインターネットやゲーム」を「する（「1時間未満」、「1～2時間未満」、「2～3時間未満」、「3時間以上」の合計）」割合は全体では小学5年生が87.2%、中学2年生が95.3%でした。前回調査では小学5年生の「まったくしない」は19.8%だったのに対し、今回は12.1%と7.7ポイント減っています。

※こどもの生活に関するアンケート調査の分析方法について

◆生活困難度を軸として分析

この調査では以下の2つの要素を用いて生活困難度層の定義を行い、家庭の生活困難の度合いが基本的な生活における課題や子どもの育ちに影響する度合いについて分析を行いました。分析には下記の「生活困難層」「中間層」「非該当層」の分類を用いています。

- 要素1
- 世帯員人数別に区分を設定した世帯の可処分所得水準
- 要素2
- 過去1年間に買えなかった経験、支払わなかった経験、以下の7項目のうち2項目以上該当(①食料または衣類 ②電話料金 ③電気料金 ④ガス料金 ⑤水道料金 ⑥家賃 ⑦住宅ローン ⑧税金・国民健康保険税 ⑨借入金(クレジットカードを含む))

※①食料または衣類は「よくあった」「ときどきあった」のいずれかの場合

世帯員 人数	生活困難層			中間層	非該当層		（参考） 国の貧困線基 準	
	分類Ⅰ	分類Ⅱ	分類Ⅲ		分類Ⅳ	分類Ⅴ		分類Ⅵ
			+要素2が2 つ以上	+要素2が2 つ以上				
1人	65万円未満	125万円未満	190万円未満		250万円未満	315万円未満	315万円以上	122万円
2人	90万円未満	180万円未満	270万円未満		360万円未満	450万円未満	450万円未満	173万円
3人	110万円未満	220万円未満	330万円未満		440万円未満	550万円未満	550万円未満	211万円
4人	130万円未満	255万円未満	385万円未満		510万円未満	640万円未満	640万円未満	244万円
5人	145万円未満	285万円未満	430万円未満		570万円未満	715万円未満	715万円未満	273万円
6人	155万円未満	310万円未満	465万円未満		620万円未満	775万円未満	775万円未満	299万円
7人	170万円未満	335万円未満	505万円未満		670万円未満	840万円未満	840万円未満	323万円
8人	180万円未満	360万円未満	540万円未満		720万円未満	900万円未満	900万円未満	345万円
9人	190万円未満	380万円未満	570万円未満		760万円未満	950万円未満	950万円未満	366万円

朝霞市と埼玉県の結果を比較する際の注意点等

- 埼玉県の結果とは、「こどもの生活実態調査」(令和6年3月)を指します。
- 埼玉県の結果は、次の自治体を対象に対して行ったものです。

対象自治体	川口市(南部地域)、新座市(南西部地域)、松伏町(東部地域)、桶川市(県央地域)、嵐山町(川越比企地域)、飯能市(西部地域)、久喜市(利根地域)、熊谷市(北部地域)、小鹿野町(秩父地域)
対象年齢・学年	公立小学校第5学年児童とその保護者(対象17校) 公立中学校第2学年生徒とその保護者(対象12校)
調査対象児童数	計4,462人

- 朝霞市では、埼玉県の結果と比較して生活困難層・中間層・非該当層の分類方法が異なります。朝霞市では、可処分所得水準(世帯人数別)と食料・衣類を購入できなかった経験や公共料金等を支払えなかった経験により家庭の経済的状況を分類していますが、埼玉県の結果では可処分所得水準(世帯人数別)のみで「中央値以上」「中央値の1/2以上中央値未満」「中央値の1/2未満」で分類しています。本調査では、朝霞市の「生活困難層」と埼玉県の結果の「中央値の1/2未満」、朝霞市の「中間層」と埼玉県の結果の「中央値の1/2以上中央値未満」、朝霞市の「非該当層」と埼玉県の結果の「中央値以上」を同分類と考え、比較します。
- 朝霞市では、埼玉県の結果と比較して調査対象数が異なります。クロス集計を行った結果、各層の基数が少ない場合は誤差の範囲が大きくなり、比率が上下しやすいため、注意が必要です。
- この資料ではこどもの貧困に関する朝霞市の特徴を捉えるため、生活困難度の分類が可能な「世帯収入」と「世帯人数」を回答した対象のみに絞って集計しています。

11 第2期計画の振り返り

(1) 計画の成果

		令和2年度 (2020年度)	令和6年度 (2024年度)
保育施設数(箇所)	保育所・認定こども園	44	47 (+3)
	地域型保育	24	25 (+1)
	家庭保育室	2	1 (-1)
保育施設入所定員数(人)	保育所・認定こども園	3,153	3,454 (+301)
	地域型保育	406	429 (+23)
	家庭保育室	22	13 (-9)
保育施設入所児童数(人)	保育所・認定こども園	3,138	3,401 (+263)
	地域型保育	374	424 (+50)
	家庭保育室	17	12 (-5)
病児保育施設(箇所)		1	1 (±0)
放課後児童クラブ数(箇所)		19	22 (+3)
放課後児童クラブ利用定員数(人)		1,643	1,854 (+211)
放課後児童クラブ利用児童数(人)		1,625	1,776 (+151)
市内児童館数(箇所)		6	6 (±0)

(2) 未達成の指標

	令和2年度 (2020年度)	令和6年度 (2024年度) 達成目標	令和6年度 (2024年度)
待機児童数(人)	68	0	17 (-51)
放課後児童クラブ入所保留者数(人)	176	0	250 (+74)

(3)基本目標ごとの課題の検討

次世代育成支援対策推進法の行動計画

基本目標・基本方針

基本目標1 すべての子どもがすくすく育つまち
基本方針1 子どもの人権の尊重のために
基本方針2 特別な配慮が必要な子どものために
基本方針3 地域の中の子どものために

施策の進捗状況

<基本方針1> ●児童相談には、児童虐待相談314件のほか、900件を超える相談が寄せられました(令和5(2023)年度)。前回計画策定時よりも増加傾向にあります。 ●小中学生・高校生向けの啓発物配布や、SNS・メール等を活用した周知により、児童虐待に関する啓発が進んでいます。また、令和6年度から新たに専門の相談員による「こども・ほっとそうだん」も開始しました。
<基本方針2> ●障害児通所支援の案内や育成保育の受け入れ、就学前相談の実施、各種手当等の支給による障害児及びその保護者に対する支援を行いました。 ●生理用品配布やあさか・スクールサポーターによる学習指導等、経済面・学習面で困難さを抱える児童への支援を行いました。 ●日本語指導支援員の配置や多言語での情報発信等、外国につながるのあるこども及びその保護者に対する支援を行いました。
<基本方針3> ●児童の健全な成長を目指し、児童館や子育て支援センター、放課後こども教室、プレーパーク、学校体育施設の開放など、こどもの居場所づくりを行いました。また、新設公園の整備にあたっては市民ワークショップを実施し、公園の機能やアイディア、使い方等の意見交換を行いました。

アンケート・ヒアリング結果からみる課題

<基本方針1> ●親にたたかれたり、ひどいことを言われたりした経験がある児童・生徒は減っているものの、いまだ5人に1人は経験があり、さらなる虐待防止の啓発と相談先の周知が必要です。
<基本方針2> ●朝霞市内で経済的困難を抱えると想定される「生活困難層」の家庭は小学5年生で4.9%、中学2年生で5.3%程度と想定されます。生活困難層ほど、こどもが通う学校の先生に相談する割合が高く、学校がセーフティネットとしての機能を強化していく必要があります。 ●生活困難層では、落ち着いた学習環境が整っていないことも多く、公共施設等に学習・自習スペースを確保することも求められます。 ●病気や育児・発達に悩む保護者も増えており、相談・支援体制の強化がますます求められています。 ●ヤングケアラー実態調査において、家族の世話をしていることへの負担感として身体的・精神的な面をあげ

ているこどもが多くいました。
＜基本方針3＞ ●ヒアリングでは、中学生以降遊べる場所やボール遊びができる公園が少ないという声があがりました。

施策の課題
＜基本方針1＞ ●こども・若者を虐待や犯罪から守り、社会変化に伴う多様な困難を抱えるこども・若者を支援していく必要があります。 ●こども・若者の権利に関する普及・啓発や、こども・若者の意見を尊重する社会づくりも必要です。
＜基本方針2＞ ●経済的困難、発達の遅れや障害、外国につながりのあるこども・若者とその保護者を支えていく必要があります。
＜基本方針3＞ ●こども・若者が多様な遊びや体験ができる機会を充実させ、安心して過ごせる居場所づくりを進める必要があります。

基本目標・基本方針

基本目標2 すべての家庭が安心して子育てするまち
基本方針1 すべての子育て家庭のために
基本方針2 地域における子育てのために
基本方針3 子どもの安心・安全のために

施策の進捗状況
<基本方針1> ●計画期間中、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、子育て情報の提供や子育て(育児)講座の開講等家庭における子育て支援の充実を図りました。 ●ワンストップ拠点(子育て世代包括支援センター)で妊産婦に対する専門職による面談、出産後の母子の心身のケアや育児サポート等により切れ目のない支援を行いました。
<基本方針2> ●地域における多様な経験や世代を超えた支援により青少年の健全育成、地域における子育て・教育支援を推進しておりますが、一部新型コロナウイルス感染症の影響を受け、活動が中止・縮小したものがあります。
<基本方針3> ●警察や小中学校、自治体・町内会と連携し、こどもの安心・安全の確保及び啓発を行いました。

アンケート・ヒアリング結果からみる課題
<基本方針1> ●子ども・子育て支援事業の事業内容や利便性が共働き世帯のニーズと合致しているか検討が必要です。 ●相談先が「いない・ない」と回答している割合が、こどもの年齢が上がるにつれて高くなっています。こどもの年齢に応じた相談先の周知が必要です。
<基本方針2> ●ヒアリングでは、ボランティア活動は大人が参加していることが多く、こどもが参加できるイメージがないという意見が挙がりました。
<基本方針3> ●ヒアリングでは、道が狭い等道路の安全に関する意見・要望が挙がりました。

施策の課題
<基本方針1> ●妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない支援を充実させる必要があります。 ●ニーズに応じた子育て支援に関する情報発信や相談体制を整える必要があります。
<基本方針2> ●新型コロナウイルス感染症で中止・縮小した活動の再開とともに、これまで外出を控えていた子育て家庭が各種サービスを利用することに伴う受け入れ体制の整備が必要です。
<基本方針3> ●自治会や町内会と協働した防犯活動の推進等についてボランティアスタッフの高齢化や不足も一部事業で課題となっています。

第2章 朝霞市のこどもを取り巻く現状

基本目標・基本方針

基本目標3 すべての子どもが質の高い教育・保育を受けるまち
基本方針1 教育・保育の充実のために
基本方針2 ライフスタイルに応じた子育て支援のために
基本方針3 教育・保育の質を高めるために

施策の進捗状況
<基本方針1> ●保育施設の整備を進めており、待機児童は年々減少しています。 ●小学生でも放課後児童クラブの入所家庭が増加しており、民間クラブの増設や受入れ定員数の拡大を実施しましたが入所保留者数は増加しております。
<基本方針2> ●ファミリー・サポート・センター事業、延長保育事業(時間外保育)、一時預かり事業、休日保育事業等を実施し、就労との両立やリフレッシュなど保護者の子育て負担を軽減する取組を行っています。
<基本方針3> ●保育人材の確保や研修等を行っておりますが、一部新型コロナウイルス感染症の影響を受け、取り組みが中止・縮小したものがああります。

アンケート・ヒアリング結果からみる課題
<基本方針1> ●共働き世帯が増え、また母親のフルタイム就労の割合が増えていることもあり、保育所の利用及び利用希望はますます増えるものと思われますが、少子化傾向も進んでいるため、両方を勘案して量の見込みや確保の方策(整備計画)を考える必要があります。 ●ヒアリングでは、保育所や放課後児童クラブを利用できるか不安であるという声も挙がりました。
<基本方針2> ●「こども誰でも通園制度」も一定の関心があり、就労要件を問わない保育についても検討が必要です。

施策の課題
<基本方針1> ●保育所の待機児童、放課後児童クラブの入所保留児童を解消する必要があります。 ●特に放課後児童クラブについては、学区ごとの空き状況に差があるため、学区ごとの保育の需要を分析し、対策する必要があります。
<基本方針2> ●就労の有無を問わず、ライフスタイルに応じた子育て支援を推進する必要があります。
<基本方針3> ●多様なニーズに応える子育て支援サービスの提供のためには、保育・教育に携わる人材の確保と質の向上が必要です。

子ども・子育て支援事業計画

幼児期の学校教育・保育の提供

施策の進捗状況

<教育・保育の量の見込み・確保の内容>

●子ども・子育て支援新制度に基づき、教育・保育の量の見込み(利用すると考えられる人数)と確保の内容(施設等での受入れ人数や整備計画)を定めて計画的な幼児期の学校教育・保育の提供を行っています。待機児童数は年々減少しており、令和2(2020)年度は68人でしたが、令和6(2024)年度では17人でした。

<教育の量の見込み・確保の内容>

●幼稚園は、量の見込みを確保できる定員数が上回っています。

アンケート・ヒアリング結果からみる課題

<教育・保育の量の見込み・確保の内容>

●共働き世帯が増え、また、母親のフルタイム就労の割合が増えていることもあり、保育所の利用及び利用希望はますます増えるものと思われますが、少子化傾向も進んでいるため、両方を勘案して量の見込みや確保の方策(整備計画)を考える必要があります。

●ヒアリングでは、保育所や放課後児童クラブを利用できるか不安であるという声も挙がりました。

施策の課題

<教育・保育の量の見込み・確保の内容>

●今後のこどもの数の適切な推計と教育・保育のニーズの見極めにより必要な施設等を利用できるよう計画を立案する必要があります。

●預かり保育の利用等で共働き家庭でも希望があれば幼稚園を利用することができるように施設・利用者に働きかけが必要です。

地域子ども・子育て支援事業の充実	
1	延長保育事業(時間外保育事業)
2	放課後児童クラブ
3	子育て短期支援事業(ショートステイ)
4	乳児家庭全戸訪問事業
5	養育支援訪問事業及び要保護児童支援事業
6	地域子育て支援拠点事業
7	一時預かり事業(幼稚園型・一般(保育所)型)
8	病児・病後児保育事業
9	ファミリー・サポート・センター事業
10	妊婦健康診査
11	利用者支援事業
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

施策の進捗状況
●放課後児童クラブは民営施設を増設するなど受入れの拡充を図っていましたが、保留児童は増加しております。 ●一時預かり事業(一般(保育所)型)、病児・病後児保育事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に利用者の減少がありましたが、徐々に増加の傾向にあります。 ●ファミリー・サポート・センター事業では、サポート会員が増えつつありますが、こどもを預けたい人の要望に十分に対応するためにさらなるサポート会員を増やす必要があります。

アンケート・ヒアリング結果からみる課題
●新しく地域子ども・子育て支援事業に位置付けられる「こども誰でも通園制度」についても、保護者の関心が高く、就労要件を問わない預かりについても検討が必要です。

施策の課題
●多様なニーズに対応するためサービスの充実とともに、ホームページや SNS を活用した制度の周知も必要です。

12 現状の課題とまとめ

本市のこどもと子育て家庭をめぐる現状や社会全体の課題とあわせて、次のような支援が必要であると考えます。

(1) こども・若者が健やかに育つための支援

こども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受けて、「こども基本法」が施行され、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すものとされました。こども自身が本来持っている権利(1.生きる権利、2.育つ権利、3.守られる権利、4.参加する権利)である「こどもの権利条約」の考え方を施策を行う際の基本としていく必要があります。

(2) 子育て家庭への経済的支援

アンケート調査結果によると、小学生・中学生がいる子育て家庭のうち、5.0%程度が経済的困難を抱えている可能性があることがわかりました(P123・生活困難度の分布)。また、生活困難度に関わらず「経済的支援」を求める声は各調査で多く寄せられています(P112ニーズ調査⑩)。また、将来の教育費を「まったく準備できていない」割合が、生活困難層は全体と比較しても高く、世代を超えて貧困が連鎖する恐れもあります(P126・生活実態調査④)。保護者への支援・啓発もそうですが、こども自身にも将来かかるお金やそれに対する支援制度等を周知していく必要があります。

(3) こども・若者の居場所整備

こどもヒアリングでは、多くの小学生・中学生・高校生から「ボール遊びができる場所がほしい」「気軽に運動できる場所がほしい」「中学生以降遊べる場所が少ない」等、遊び場や居場所に関する意見が多数寄せられました(P151～156・ヒアリング調査)。また、落ち着いた学習環境が「生活困難層」には整っていないことが多く(P131・生活実態調査⑬)、こどもヒアリングでも児童館等への要望で「学習/自習スペースの確保」があがっていたことも踏まえ(P151～156・ヒアリング調査)、市として取り組みを検討する必要があります。

(4) 成長段階に応じた切れ目のない支援

子育てについての悩みを抱える割合は、小学生・中学生保護者ともに前回調査よりも高くなっています。また、各種支援事業はコロナ禍の影響もあり、「あさか子育てガイドブック」以外のすべての事業で認知度が下がっています(P107・ニーズ調査⑨)。特に相談先が「いない/ない」と回答している割合は、こどもの年齢によって割合が異なるため、年齢に応じた適切な支援が必要です(P104・ニーズ調査③)。また、生活困難層ほど「こどもの通う学校の先生」に相談する割合が高くなっており、学校側の過度な負担にならないようにしつつもセーフティネット機能を強化することが求められます(P105・ニーズ調査⑤)。

(5) 共働き・共育での支援

アンケート調査結果によると、就学前児童の母親のフルタイム就労割合が前回調査から10ポイントほど増加し、最も多くなっています(P103・ニーズ調査①)。また、就学前保護者は両親ともにフルタイムで就労している割合が高いこともあって、「仕事との両立」や「自分の時間がない・忙しい」ことに負担感を感じる人が多いです。「子育てで悩んでいること、気になること」でも「仕事や自分のやりたいことが十分できない」が増えています(P112・ニーズ調査⑩)。教育・保育事業の充実のほか、就労を要件としない預かりサービスの充実が求められます。